

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：32680

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13613

研究課題名(和文) 財政健全化の法理と制度形成 ドイツ財政憲法との比較研究

研究課題名(英文) Regal principles and institutional design of fiscal Consolidation: comparative study with Fiscal-Constitution in Germany

研究代表者

上代 庸平 (JODAI, Youhei)

武蔵野大学・法学部・教授

研究者番号：90510793

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、国及び自治体の財政規律の確保と国民経済及び地域経済の発展を両立させるには、財政運営に関する立法裁量の統制や司法的統制の導入が必要かつ有益であるという見地に立ち、ドイツ財政憲法との比較研究を行うものである。

財政憲法が財政健全化のために果たすことのできる機能としては、「財政健全化」の概念の明確化と構成要件の設定、起債に依存した財政状態の例外化構造の導出、経済財政運営上の立法裁量の統制、財政に関する司法審査の拡充を挙げることができる。ただし、財政憲法のこれらの機能には、憲法規定による起債ブレーキの設定、起債の許容限度、起債の例外的条件の設定などの前提条件が作用する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国においては財政については純然たる政策の問題との理解が一般的であり、それゆえに憲法上も立法裁量が広範に肯定され、また司法審査の可能性も極めて極限されるものとして捉えられてきたが、ドイツ憲法における起債ブレーキ条項の導入過程とその効果に関する検討及びコロナ禍という例外事態における国の起債の許容条件及び許容限度の設定の経緯に対する観察を通じて、「財政健全化」の法的概念の輪郭と周縁を明らかにしたこと、その具体化のための立法府の役割とその限界を明確にしたこと、そして裁判所による財政に対する違憲審査の条件とその厳格化の傾向を指摘したことで、我が国の憲法・財政法の解釈論の進展に寄与することができた。

研究成果の概要(英文)：This study stands on the viewpoint, that the control of legislative discretion and the introduction of judicial control over fiscal management of the state and the local governments are essential and beneficial for ensuring both the fiscal consolidation of public finance and the development of the national economy.

As a result of the comparative study with the Fiscal-Constitution in Germany, the following is drawn; the functions of the Fiscal-Constitution for the fiscal consolidation of public finance are, 1)Clarification of the legal concept of "fiscal consolidation", 2)Exceptionalisation of the financial condition dependent on governments' bonds, 3)constitutional limitation on the legislative discretion on fiscal management, 4)Expansion of the judicial review to the fiscal issues. However, these have prerequisite issue, that contains the constitutional brake of governments' debt, the allowable limit of bond issuance, and the Establishment of exceptional conditions for the public debt.

研究分野：憲法

キーワード：財政健全化 財政憲法 起債制限 地方自治 地方財政 新型コロナ対策

## 1. 研究開始当初の背景

我が国では国債・地方債残高が920兆円に上り(2015年度末現在)、その対GDP比は200%を超えるまでに膨れ上がっていることから、財政の健全化は急務の状況にあると考えられる。長期的な経済の低成長の中で厳しい財政運営が続く国は多く、対策が急がれているが、憲法・財政法の観点からの財政健全化に関する研究は、国際的に見ても、まだ端緒にすぎたばかりの段階にある。本研究は、国家財政の健全性の確保と財政状況の悪化に伴う国民生活への悪影響の予防とが憲法上の国家目的であるとの前提に立ち、厳格な財政憲法条項と財政憲法原理に基づいた財政運営が行われているドイツ連邦共和国との比較法制度研究を行うものとして構想された。

本研究に着手した当時において、ドイツは、2012年以降の単年度財政収支を黒字に転換させることに成功し、国家の総債務残高の圧縮に取り組んでいた。その政策の基本にあったのが、ドイツ基本法の財政憲法条項である。ドイツでは、財政健全化目標を憲法改正により基本法に明記し、その目標を法律によって具体的な指標と制度に落とし込むことで、財政健全化を推進していた。本研究では、この財政憲法条項の機能である起債ブレーキ(Schuldenbremse)と影響緩和(Einflussmilderung)を検討の主眼とした。起債ブレーキとは、財政均衡の実現に期限を定め、各年度の起債に数値上限(ドイツの場合は名目GDPの0.35%)を設けるものであり、上限を超える起債を行う場合には、弁済方法を明示した法律の規律を要求するしくみである。また、起債ブレーキの発動に当たっては、起債の停止による公共部門のキャッシュフローの急激な悪化の防止のため、財政安定基金の創設などの影響緩和措置を講じることが併せて規定される。これらの条項の存在意義は、財政の健全化を憲法上の国家目的として位置づけることで起債制限に憲法上の根拠を与えること、そして法的強制力を伴う起債ブレーキの制度形成の基準となること、かつ同時に、それに伴う影響を緩和する措置の実施を可能にすること、の3点にあると理解される。本研究では、財政憲法条項のこれらの機能の憲法規範としての有効性を検証するとともに、日本国憲法及び日本の財政法の解釈論としてこれらの機能論をいかにして導入しうるかを検討することを主眼として計画されたものである。

## 2. 研究の目的

財政健全化は、上述のように喫緊の課題として各国において認識されていながら、従来は単なる政治課題や観念上の目標とされがちであった。そのような問題領域について、憲法上及び財政法上の制度形成のあり方を示すとともに、それに必要な法政策の方向性を、日本とドイツの統治構造及び国家体制の違いに留意しつつ、比較法的に考究することが、本研究の目的である。ドイツ基本法の財政健全化条項は、連邦・州及び地方公共団体に対する憲法上の財政裁量に帯する制限であり、かつ、財政運営に係る義務付けである点に特徴があるものと理解される。この理解を前提として、本研究では以下の4点を明らかにすることを目的として遂行した。

「財政健全化」の概念の明確化とその憲法・財政法上の構成要件の設定

国に対して義務付けられる目標であり、かつ、そのために財政上の裁量を制限する根拠となる「財政健全化」の概念が問題となる。財政は国家経済の不可分の一部を成すものであり、その運営が経済全体に及ぼす影響が大きなものである以上、一律に起債を制限することが必ずしも有効であるわけではなく、政策的視点や経済への影響の観点をも考慮する必要があると考えられる。憲法上の国家目標として「財政健全化」を設定する以上、その法的な構成要件、目標の程度や数値目標導入の可否、法形式の選択による制度形成への影響について、ドイツにおける制度形成の経緯や方向性を踏まえつつ、明らかにする。

起債に依存した財政状態の例外化と財政上の「原則 例外」構造の導出

「財政健全化」が憲法上の規範要素として位置づけられることによって、憲法上は限度を超えた起債は「違憲」又は「違法」な状態と評価されることになる。すなわち、憲法上の限度を超えない状況こそが原則であり、それをやむを得ず超越した財政運営を行わなければならない必要に迫られる事態においては例外側が設けられる必要がある。この点から、財政における「原則(合憲合法) 例外(違憲又は違法)」構造の導出とその評価基準の提示を試みる。具体的には「財政健全化」にとって何が原則であり、どのような例外が存在するのか、財政健全化条項の導入以降のドイツの財政運営の環境変化やそれへの対応に対する観察を通じて一般化し、評価基準を提示する。

広域経済財政・地域経済財政運営上の立法裁量の統制

「財政健全化」が憲法の要請である以上、この「財政健全化」の国家目標は立法者の予算・法律制定の際の裁量を制限することになる。ドイツの連邦財政と州財政を例にとって、広域財政と地域財政それぞれについて、予算や財政法規の制定・運用状況がどのように変化し、それによって実際の財政運営がどのような影響を受けたか、またどのような影響緩和措置が講じられ、その効果はどうであったのかを、明らかにする。この点は、研究期間の後半における新型コロナウイルス禍による連邦とラントの財政状況の急激な変化をも踏まえて、検討を行うこととした。

財政・予算事項に関する司法審査の拡充の方向性

「財政健全化」が憲法上の規範要素であり、またその「例外」としての違憲又は違法な状態が

観念される以上、それを判断する基準が、違憲審査を担う裁判所に与えられる必要がある。ただ、財政はその政策的要素の強い性格から、従来はこの分野について裁判所が果たせる役割は余り大きくないと評価される傾向があった。ドイツにおいては、憲法の規範要素に起債ブレーキの数値要素を取り込むこと、また、財政立法者が「例外」状態をやむを得ないと判断しうる場合の裁量を限定することで、この点の統制密度が高められてきていることに注目し、「違憲な起債」とされたケースを中心に検討を行うことで、財政分野における司法的統制の射程を明確にするとともに、その射程における審査密度を上昇させるための試みについて検証を行った。

### 3. 研究の方法

本研究は、国家の財政運営の健全化及び起債の制限という古典的な問題を、憲法・財政法の規範力の観点から捉え直し、その制度像を解明するとともに、我が国にも応用可能な持続可能な財政運営のイメージを獲得する事を目指し、年度ごとに重点を設定して進行した。また、上記の研究の目的のうち「財政健全化」の概念の明確化とその憲法・財政法上の構成要件の設定・起債に依存した財政状態の例外化と財政上の「原則 例外」構造の導出を総論的・基礎的研究と、広域経済財政・地域経済財政運営上の立法裁量の統制・財政・予算事項に関する司法審査の拡充の方向性を各論的・応用的研究と位置づけ、それぞれ研究期間の前半と後半に分けて、研究の重点を徐々に後者に移す形で遂行することとした。

初年度においては、本研究の総論部分である財政の「健全」、あるいは「財政規律」という概念を明確にするために、主として資料収集と基本的な制度調査を行った。具体的には、比較対象国であるドイツ連邦共和国の財政規律確保の憲法・財政法上の制度を概観し、とくに起債制限（基本法上の起債ブレーキ）がラント財政に与える影響、及び連邦とラントとの財政関係に影響を与える諸制度について考究した。

2年目となる年度においては、前年度において明確にした「財政規律」の概念付けを前提として、ドイツの連邦及びラントにおける財政健全化のための具体的な制度形成のあり方について研究を進めた。ドイツの連邦レベルと、ラントレベルからは特に厳しい財政状況にあり具体的な財政健全化の制度論に関する議論が進んでいる州又は注目すべき財政健全化のための取り組みが見られる州として、プレーメン州とノルトライン・ヴェストファーレン州の両州を選んで、検討対象とした。また当年度においては、財政健全化における財政立法者の裁量の程度、現実の立法と影響緩和措置の効果についての現地調査をバイエルン州において実施し、ラントの概括的な財政憲法規定の下における裁量的起債の余地やラント法による例外則の創設のあり方についての分析の足がかりを築いた。

3年目となる年度においては、財政上の問題に対する法的統制の前提として、財政問題と法的問題とを架橋する方法と、財政立法者の広範な裁量の下にあるとされてきた財政問題について、いかにして統制密度の向上を図るかの点についての検討を進めるとともに、関係する実地調査を実施した。また、当年度においては比較的国家財政及びラント財政の状況が良好で財政調整制度が適切に機能していることが資料調査から判明したオーストリア及び同国ニーダーエスタライヒ州において実地調査を実施し、経済運営の状況と財政運営の健全性の相関性に対する分析の資格を得ることができた。

4年目となる年度においては、全世界を襲った新型コロナウイルス禍の下で、その対応のための負担が我が国及び世界各国の国家財政及び地方財政にのしかかる状況の中で、そのインパクトがいかなるものであるかの状況把握と分析を中心として研究を進めることになった。当年度においては新型コロナウイルス・パンデミックの影響を受け、実地訪問調査は全て中止せざるを得なかったほか、ドイツやオーストリアの自治体財政資料の入手や両国の公的機関からの情報提供も停滞を余儀なくされたため、研究期間を延長して調査検討を継続することとした。

5年目となる年度においては、新型コロナウイルス禍の下において、国家財政における予備費（ドイツでは予算支出超過枠）の増大とその支出裁量の拡大に対する財政法的統制の可能性、及び、自治体財政における感染症対策等のための支出圧力の継続的な上昇の現状と、その状況に対する財政法的統制の可能性を検討の中心に置くこととした。新型コロナウイルスの感染拡大状況は漸次落ち着きを見せるようにはなっていたものの、その経済・財政に対する影響は日独両国のいずれにおいても色濃く残り、政治的・法的な権限発動の契機としての「緊急状態」と財政上の財源配分や起債についての規律からの逸脱としての「緊急状態」とが乖離するかのよう状況も見られたことから、財政緊急状態の概念の再整理が必要になった。そのため、研究期間を更に延長して検討を継続することとした。

6年目となる年度においては、本研究の基本的観点のひとつでもある財政運営の健全性に関する「原則 例外」構造に即し、新型コロナウイルス禍の対応のために採られた臨時的ないし緊急的な財政措置の実例及びそれに対するドイツの連邦及びラントの憲法裁判所の判例に依拠しながら、「臨時的・緊急的」財政状況を「平常的・原則的」財政状況に戻していくための財政憲法及び財政法上の諸原則の具体化のあり方及びそれらに基づく財政措置についての検討を行った。新型コロナウイルス禍及びウクライナ紛争による経済財政状況の変化は、研究当初の想定を遙かに超えており、新たに発生した物価変動対策及び気候変動対策の必要性並びにそれらに対する連邦及びラントの財政対策なども検討の対象に加え、何が「原則」であり、どのような場合に「例外」が許されるのかについての再構造化と新たな事案への応用可能性を検討し、基本的観点に即した研究の総合を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 「財政健全化」の概念の明確化とその憲法・財政法上の構成要件

ドイツ基本法における財政健全化条項、特に起債ブレーキ条項の導入の経緯及びその導入後のドイツの連邦財政の黒字化の状況、並びにラント財政に対する影響を分析した結果、ドイツの連邦及び州の財政が、原則として基礎的財政収支の黒字化を義務づけられていること、その例外は憲法上の要件を満たす場合に限り、憲法裁判所による統制に服すること、「例外的な財政上の緊急事態」の構成要件化がなされていることを明らかにすることができた。さらに、基本法における起債ブレーキ条項の導入により、財政憲法原則としての「起債収入の劣後性」が憲法規範として明確化され、起債収入を例外のままとするための制度形成がなされたことに加え、財政収入の確保に際しては起債による収入を得るにあたり正当化が要求されることから、その制度化・規範化については連邦国家主義・民主主義との整合が図られる必要があり、そのための議会における財政審議のプロセスや連邦 ラント間の協議のしくみの具体化が併せて要請されることを指摘した。

##### (2) 起債に依存した財政状態の例外化と財政上の「原則 例外」構造

ドイツ基本法における起債ブレーキの導入の契機のひとつが、欧州通貨安定プロセスにおける「過剰な赤字」手続にあることから、国家が起債に依存する状況が「例外」であるべきであるという観念は、欧州における通貨統合・経済統合を進捗させる必要性に依拠したEU財政法において広く共有されており、その観念を各国においていかなる法規範として位置づけるかが問題となる。その中で、ドイツは基本法において財政均衡を憲法上の原則状態と位置づけ、かつ、数値目標を憲法規範に明記して財政健全化を義務づける規定形式をとるとともに、例外的に起債が許容される例外事態を基本法に明文化し、その例外事態の認定において議会による民主的決定プロセスが作用するという、最も厳格な具体化の類型を選択していることを示した。また、ラントレベルにおいても、国家目標としての財政の健全化を規範レベルで取り込むとともに、ラント財政に包括される自治体財政についても、財政の適正供与保障・最少供与保障の場面に作用する財政憲法原則が指定されていることを明らかにした。

##### (3) 経済財政運営上の立法裁量の統制

本研究の研究期間の後半に発生した新型コロナウイルスのパンデミックは、各国財政に大規模な財政出動を要求することになった。それに伴う財政状況の急激な変化は、当研究課題の基本的な観点である財政健全化と財政出動の必要性の衡量に大きく影響するものであり、その必要性の判断を行う財政立法者の一時的な裁量の拡大と、財政上の非常事態に直面した場合の財政憲法規範の役割の変遷をもたらすことになった。この財政出動によってドイツにおいても財政収支状況が急激に悪化し、また、議会においてはドイツ基本法の財政健全化・起債制限条項に基づく例外事態である「国の統制を免れる異常な緊急状態」としての正当化判断が現実に行われるに至った。その状況に対する監察を踏まえ、本研究課題の中心的な検討対象である財政健全化と財政出動の必要性との衡量が、新型コロナ禍の中で大きく財政出動に傾く状況においてどのようになされ、また財政出動に当たっての財政法的統制がいかになされるべきかの点についての分析を行うことができた。とりわけ、日本における巨額の予備費計上やドイツの「コロナ防御シールド」の経緯並びに効果といった財政手法としての現実的対応の例を取り上げ、財政上の「緊急状態」の概念付けと、その憲法上の取り扱いに関する考究を行い、「緊急状態」の効果と限界について考察を深めた。

##### (4) 財政・予算事項に関する司法審査の拡充

研究の当初においては、司法審査に限定せずに財政安定化評議会や会計検査院を含めた各機関の財政問題に対する態度の動向に関する分析を踏まえ、法的問題として財政問題を把握する方法と、統制密度の向上の手法とを明らかにすることを目指すこととしていたものの、特に研究期間の前半においてはただ、ドイツ及び各ラントの財政状況は比較的堅調に推移していたことから、議会及び会計検査院の目立った権限行使は見られず、憲法上の審査権限の行使はもっぱら憲法裁判所において扱われていた。そのため、基本法又は各ラント憲法の起債ブレーキ条項に形式上違反して各ラントにおいて行われる「違憲な起債」に関する憲法裁判所の審査に集中して検討を行った。判例の分析及びそれらの憲法判断を受けた財政運営の状況に対する観察から、憲法問題としての財政問題の端緒が、財政立法者に対する憲法的要請の規範性と明確性にあること、並びに、その問題の捉えられ方は多分に財政状況に依存することを明らかにするとともに、財政状況が比較的良好な連邦・旧西側諸ラントと、厳しい財政状況にある旧東側諸ラントとの財政状況の比較観察を行い、憲法裁判所による司法事実としての財政状況の把握と財政立法者の裁量統制の密度に相関性が見られることを示すことができた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 99巻4号
2. 論文標題 自治体憲法異議の補完性の射程と地方自治行政の憲法的保障 ザクセン・アンハルト州児童福祉法判決（ドイツ憲法判例研究263）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 155-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 83号
2. 論文標題 国・地方公共団体間関係及び地方自治体内部における権力の分立・コントロール	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 121-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 67巻10号
2. 論文標題 財政の特殊性とその憲法的統制の可能性（特集 お金ってなんだ?）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 8巻
2. 論文標題 財政憲法による自治体財政の保障	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 93-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 796号
2. 論文標題 市が管理する都市公園の敷地使用料の免除と政教分離原則(久米至聖廟事件)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地方財務	6. 最初と最後の頁 206-226
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐保紀仁・上代庸平・荒木泰貴	4. 巻 4号
2. 論文標題 地方自治体の法政策を通じたSDGsの実現	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 武蔵野大学しあわせ研究所紀要	6. 最初と最後の頁 23-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 464
2. 論文標題 神奈川県臨時特例企業税条例事件(最判平成25・3・21)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 35-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平・野口健格・林晃大	4. 巻 12
2. 論文標題 欧州における産業遺産の保護と利活用のための法制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 武蔵野法学	6. 最初と最後の頁 251-289
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 3
2. 論文標題 洋上風力発電の促進のための制度整備 長崎県五島市沖における再エネ海域法促進区域の指定に寄せて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 武蔵野大学しあわせ研究所紀要	6. 最初と最後の頁 56-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 30
2. 論文標題 ドイツにおける財政規律と憲法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較憲法学研究	6. 最初と最後の頁 45-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 772
2. 論文標題 鳴門市競艇事業従事員共済会補助金違法支出事件[最高裁平成28.7.15判決,最高裁平成28.7.15判決]	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 地方財務	6. 最初と最後の頁 212-224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 8
2. 論文標題 経済財政政策と憲法 『従たる憲法』としての経済・財政憲法?	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新総合特集シリーズ(別冊法学セミナー) 憲法のこれから	6. 最初と最後の頁 183-192
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷英恵・小島千枝・上代庸平	4. 巻 1
2. 論文標題 生態系への損害に関する賠償制度の構築をめぐる論点整理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 武蔵野大学しあわせ研究所紀要	6. 最初と最後の頁 38-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上代庸平	4. 巻 35巻
2. 論文標題 書評 石森久広『財政規律の研究—ドイツ憲法上の起債制限』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 財政法叢書	6. 最初と最後の頁 155-171
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 上代庸平
2. 発表標題 ザクセン・アンハルト州児童福祉法による保育給付事務の吸い上げの合憲性
3. 学会等名 ドイツ憲法判例研究会第291回研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 上代庸平
2. 発表標題 国・地方自治体間関係及び地方自治体内部における権力の分立・コントロール
3. 学会等名 日本公法学会第85回総会（第1セッション）
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 荒木泰貴・佐俣紀仁・上代庸平・橋本広大
2. 発表標題 社会の「スマート化」に対する法的考察 : 地方自治体における「スマート化」を中心に
3. 学会等名 武蔵野大学しあわせ研究所 第6回Happiness Meeting
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 上代庸平
2. 発表標題 ウィズ・コロナ時代の財政法-コロナ危機下のドイツにおける「財政法」像との比較から
3. 学会等名 日本財政法学会第39回研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 上代庸平
2. 発表標題 久米至聖廟住民訴訟控訴事件
3. 学会等名 第75回財政法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 上代庸平・古谷英恵・小島千枝
2. 発表標題 環境保全の制度的具体化の方向性：新エネルギー規制に関する地方立法の動向
3. 学会等名 武蔵野大学しあわせ研究所第4回Happiness Meeting
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上代庸平
2. 発表標題 行政の適正性確保のための公文書管理法制 ドイツのアーカイブズ法を手がかりに
3. 学会等名 日本法政学会第129回研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上代庸平、小島千枝、古谷英恵
2. 発表標題 しあわせの基盤としての環境：生態系への損害に関する賠償制度の構築
3. 学会等名 武蔵野大学しあわせ研究所平成30年度第2回Happiness Meeting
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上代庸平
2. 発表標題 判例研究「鳴門市競艇従業員共済会への臨時従業員退職せん別金充当のための補助金支出が違法であるとされた事例（最二判平成28年7月15日平25（行ヒ）533号、平26（行ヒ）472号）」
3. 学会等名 財政法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上代庸平
2. 発表標題 ドイツにおける財政規律と憲法
3. 学会等名 比較憲法学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 池田真朗編著	4. 発行年 2023年
2. 出版社 武蔵野大学出版会	5. 総ページ数 384
3. 書名 SDGs・ESGとビジネス法務学	

1. 著者名 ライナー・ヴァール著 小山剛・石塚壮太郎監訳	4. 発行年 2022年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 360
3. 書名 ドイツ憲法の道程	

1. 著者名 山本龍彦・横大道聡編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 456
3. 書名 憲法学の現在地 判例・学説から探究する現代的論点	

1. 著者名 小山剛・新井誠・横大道聡編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 454
3. 書名 日常のなかの 自由と安全 生活安全をめぐる法・政策・実務	

1. 著者名 上代 庸平	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 352
3. 書名 自治体財政の憲法的保障	

1. 著者名 大沢秀介・新井 誠・横大道聡編著	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 516
3. 書名 変容するテロリズムと法-各国における 自由と安全 法制の動向	

1. 著者名 日本財政法学会編集	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 123
3. 書名 地方財務判例質疑応答集（追録第5号）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------